

議案第28号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和44年三朝町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後

(設置)

第 2 条 町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり三朝町立社会体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。

施設名	設置場所
略	
多目的スポーツ広場	三朝町大字本泉 736 番地
略	

別表第 1(第 5 条関係)

使用料

施設名	使用区分	使用料(1 時間あたり)	
		町内者	町外者
略			
町営美の田テニス場	昼間	1 面 300 円	600 円
	夜間	1 面 300 円	900 円
多目的スポーツ広場		全面 200 円	全面 800 円
		半面 100 円	半面 400 円

略

改正前

(設置)

第 2 条 町民の心身の健全な発達に寄与するため、次のとおり三朝町立社会体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。

施設名	設置場所
略	
町営三朝テニス場	三朝町大字本泉 736 番地
略	

別表第 1(第 5 条関係)

使用料

施設名	使用区分	使用料(1 時間あたり)	
		町内者	町外者
略			
町営美の田テニス場	昼間	1 面 300 円	600 円
	夜間	1 面 300 円	900 円
町営三朝テニス場	昼間	1 面 100 円	600 円

略

備考 略

備考 略

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。